

宮西校区地域まちづくり計画

SDGsのまち 宮西

誇りをもち住み続けたいくなる まちづくり

誰ひとりも取り残さない まちづくり



宮西校区まちづくり協議会

令和5年3月

目 次

1	はじめに	2
2	地域の特色	3
3	地域の現状と課題	4
4	まちづくりの基本理念	7
	(1) めざす将来像	
	(2) 基本目標	
	(3) 計画期間	
5	まちづくりの取組	8
	○ 子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせるまちづくり	
	○ 「おたがいさま」の心と絆で支え合うまちづくり	
	○ 子ども一人一人が輝けるホームグラウンドづくり	
	○ 人生100年時代を生き切るまちづくり	
6	宮西校区まちづくり協議会組織図	12
7	専門部会と主な構成団体	13
8	宮西校区まちづくり協議会 規約	14

1 はじめに

ここに一本の老松が鎮座している。新居浜の栄枯盛衰を静かに見守り続けてきた松である。三百年の時を経て、その松の隣にはその子孫が静かに根を張り生長している。老松は若い松に何を託そうとしているのか。

「温故知新」故きを温ねて新しきを知る。急速な技術の進歩、世界の移り変わりの激しい昨今、古きを思う余裕もなく、時の流れにただ流されていることにふと気が付く。そして、ここ口屋跡とも関係の深い鷲尾勘解治先生の「温故知新」の言葉を思い出す。

新居浜から銅山の火が完全に消え、山は静かに元の姿を取り戻し、工都も整備されて久しい今、また、世代が代わり、あるいは遠隔の地に居を移し、時が過ぎるに従って、昔ののどかでもあり活気があり人々の繋がりがあり、そして厳しくもあった時代を、また、先人の偉業も、だんだん忘れ去られるのもやむを得ないことかもしれない。また、進むべき道を模索し続けているのもやむを得ないことかもしれない。

このような情勢の中で、地域住民の新しい道標となり、一人一人が一日一日を笑顔で元気に暮らし続けられることを目標に、まちづくり計画を策定した。宮西校区では、口屋跡記念公民館や自治会を中心とした様々な活動が活発で、その地域力は強く、まだまだ元気な校区だと自負している。しかしながら、少子高齢化、人口減少が顕著であり、令和4年1月には4,700人を下回り、高齢化率は28.5%までに上昇している。

そのため、暮らしやすさや地域活力の向上を図る地域全体の“まちづくり”を地域住民の力を結集して行う必要性があり、地域の“まちづくり”を行う推進母体として、“宮西校区まちづくり協議会”が設立された。これは、地域で活動する様々な団体や組織が、独自の活動を展開しながら穏やかに結びつき、情報の共有・意見の集約・合意の形成を図るネットワークとしての“協議会”である。公民館をまちづくり協議会の拠点と位置付け、将来的には自主的な管理運営も視野に入れ、“地域経営型のまちづくり”を目指していく。計画は10年を期間とし、テーマごとに目標を設定してそれに対する取組と実施方法を示している。

まずは、地域での“宮西まち協(宮西校区まちづくり協議会)”の認知度を高めつつ、地域各種団体・組織の活動を補助強化することを第一に考えている。情報・意見の効率的で適正な集約及び発信方法を作ること、地域の良さ・問題点の洗い出しも必要である。また、住民主体のまちづくり“住民自治”は、長期的まちづくりを支えるためには是非とも取り組むべき課題である。

宮西校区まちづくり協議会のスタートにあたり、今後、目指すべき方向性及び取り組む施策を示したものがこの計画であり、今後この計画に基づき、地域の皆様とともに、まちづくりに取り組む所存である。

新居浜市政85周年の節目の年、「地域づくりは、観衆者であってはいけない。少なくとも演出者の一員でなければならない。」との言葉を心に刻み、次世代の子どもたちに誇りのもてる地域を繋いでいくために、今を生きる私たちが絆を深め、やさしく住みよいまちを創造していきたい。

この計画書が、老松の思いとともに、我が故郷宮西のよすがとなり道標となり、併せ「温故知新」の若い人たちへのいささかの資となればと願う次第である。

令和5年3月

宮西校区まちづくり協議会

2 地域の特色

新居浜の歴史を振り返れば、元来、瀬戸内海に面し赤石山系に抱かれ温暖で自然豊かな一農漁村でした。元禄4年(1691年)の別子銅山開坑により世界でも有数の銅山として幕府を支えました。元禄15年(1702年)、銅山越から立川を通り新居浜浦に至る輸送路が整備され、浜宿として『口屋』が開設されました。口屋は、別子銅山から運ばれた粗銅を大阪に送り出す物資供給の基地であると共に、食料や日用品等の資材搬入など産業・経済・政治・文化の重要拠点として大いに繁栄しました。

昭和12年(1937年)11月3日。人口32,254人の新居浜市制が施行され、初代市長白石誉二郎は、「築港は、新居浜の生命線・水は新居浜の栄養素」と語り、大築港計画構想を推進し、現在の臨海工業都市としての礎を築きました。

当初は、有数の商店街であった本町通りから昭和通りに人の流れが移り、また、市役所通りへと時代と共に人の流れが変わり、宮西のまちの賑わいが薄れてきています。また、少子化により、子どもたちの元気な声を聞くことも少なくなってきたことは、大変残念に感じており、高齢化もますます進んできています。

今後の課題として、まちの賑わいと少子高齢化についてどのように取り組んでいくのか。長期的な見通しをもって対策を講じる必要性を感じています。人生100年時代。地域交通の充実を図り、高齢者の社会参加を促すことは、健康寿命の延伸や生きがいにも繋がるものと思われま

す。現在の宮西校区の住みよさは、第一に宮西小学校・北中学校・新居浜西高等学校と、教育機関が集積されていること。第二に、医療・福祉施設の充実により安心して生活を送れること。第三に、生活用品や食料品の販売店が近くにあり生活に便利なことです。

一方で、平成16年に新居浜市を直撃した台風災害は、宮西校区にも浸水など甚大な被害をもたらしました。いち早く復旧・復興に繋がられたのは、自助・共助・公助の連携であり、自治会・消防団をはじめ地域のみなさんや多くのボランティアの「人の力」でした。災害ボランティアに参加した高校生は、「床下に入り大変な一日でしたが、当家的おばあちゃんから「本当にありがとう」と声をかけて頂き手を握ってくれました。その一言で疲れも吹っ飛び、また明日も手伝います。」と、はじける笑顔で話してくれたことが今でも記憶に残っています。災害を正しく恐れるため、今も防災訓練など平素から取り組んでいます。

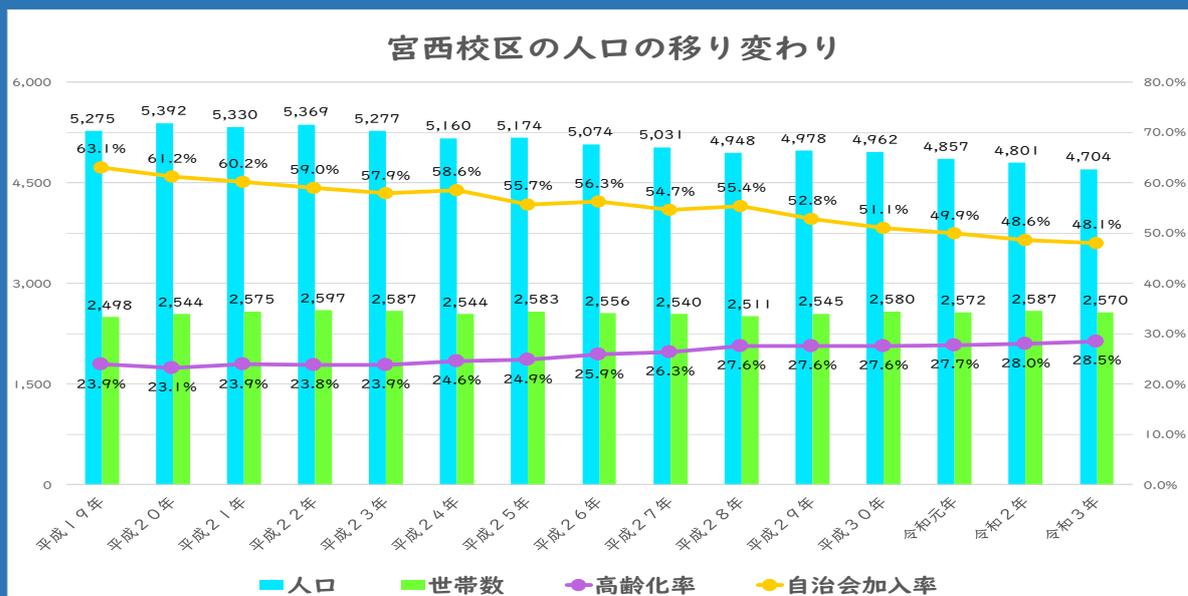
3 地域の現状と課題

(1) 人口・世帯数の現状と課題

宮西校区の人口及び世帯数の推移は、表1のとおりです。30年前から5年ごとの数字をみると、世帯数は微増傾向がありますが、人口は平成20年をピークに、それ以後は減少傾向がみられ、令和3年現在で高齢化率が28.5%となっており、高齢化の進行がうかがえます。

今後、さらなる子育て支援や高齢者福祉への取組が求められています。

表1



(2) 自治会運営の現状と課題

宮西校区は、『西原』『中須賀』『泉池』『西町』『宮西・泉宮』『徳常』『繁本』の7自治会で構成され、単位自治会長をはじめとする役員や女性部、体育部などの各種部員が中心となり、それぞれの活動を進めています。

本校区にはアパートやマンションが多く、それぞれが管理組合を組織し運営しているため、自治会への加入促進が困難な状況となっており、現在の自治会加入率は48.1%(実加入率33.4%)と、新居浜市で最下位となっています。

自治会運営において最重要課題である『災害に強いまちづくり』については、各自主防災組織が設立されており、防災士や地元消防団員等の協力を得て年一回の防災訓練を実施しています。今後起こりうるであろう南海トラフ地震や台風等の自然災害に備え、自主防災組織の活動はますます重要となり、「自分たちの住んでいる地域は自らの力で守る～誰ひとりも取り残さない～」という、地域で孤立する人がいない取組が必要となっています。

そのためには、現在の自治会主体の防災訓練ではなく、校区に住むすべての人が参加できる取組にするほか、より実効的な地区防災計画の作成や実践についても計画的に進めていく必要があります。

(3) まちづくり住民アンケートの実施

令和3年10月、地域住民の想いやニーズを把握するため、校区在住の全世帯を対象に『宮西校区まちづくり住民アンケート』調査を実施しました。なるべく多くの意見を参考にするために、封筒にアンケート調査用紙と料金受取人払いの返信用封筒を同封し、少しでも回答しやすいように工夫しました。また、QRコードも添付し、Web回答ができるようにもしました。

アンケートの回答があった年齢層を分析すると、60代以上が約6割と関心が高く、20代・30代は関心が低いという結果でした。また、回答者のうち自治会加入世帯が65%を占め、関心が高いことが分かります。

アンケート結果からみえてくる課題に対して、地域ビジョンを考える場として、「宮西の未来を考えるプロジェクト」を設置しました。参加メンバーをより広く募集し、青年団やPTAなど若い人の意見も求めてきました。また、中学生の考えや想いをまちづくり計画に反映するために、「北中子ども会議」を開催してきました。

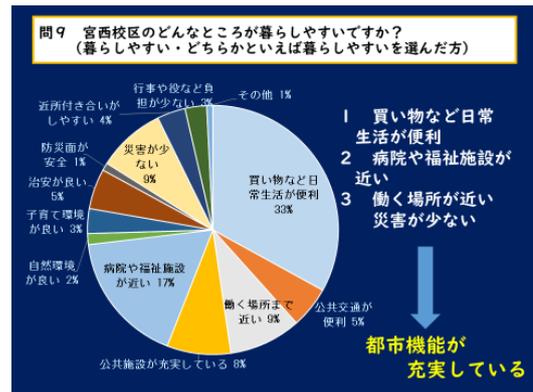
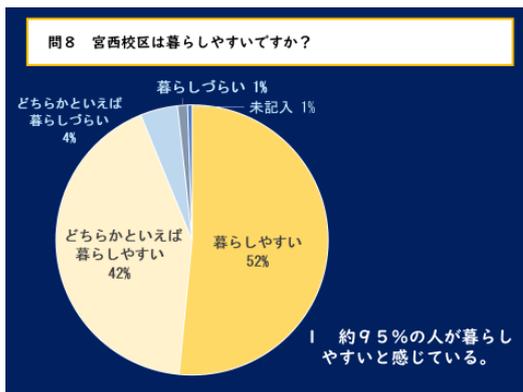
アンケート結果から見えてきた宮西校区の良さと課題について考察します。

宮西校区の良いところとして、「利便性があり住みやすい」が一番に挙げられます。アンケート結果によると、暮らしやすいと感じている人が約95%。その理由としては、「買い物など日常生活が便利であること」「病院や福祉施設が近くにあること」「勤務場所が近いこと」「災害が少ないこと」が多く挙げられています。また、校区に宮西小学校・北中学校・新居浜西高等学校・新居浜特別支援学校川西分校と教育機関が集積していることも挙げられています。

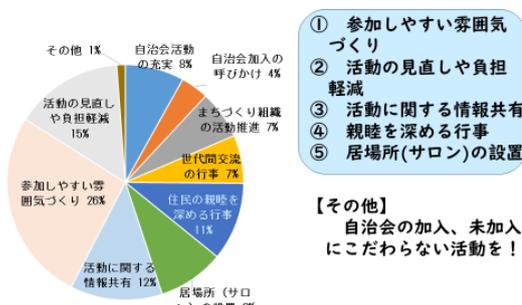
〈まちづくり住民アンケート集計報告会資料より〉

問7 宮西校区であなたが思う、一番の「魅力」や「誇り」は？

○ 利便性があり住みやすい	80件
○ 秋祭り・太鼓台 (魅力的な誇りある運営を望む声も含む)	61件
○ 別子銅山にかかわる歴史や史跡 (口屋跡やあかがねの松 等)	53件
○ 教育環境が良い (幼稚園・小学校・中学校・高等学校が近くにある)	47件
○ 街並みや自然環境が良い (口屋カナルはビューポイント 等)	39件
○ 人の温かさやつながり (転入者を拒まない 等)	14件
○ その他	
・ 安心・安全 ・ 昭和通り ・ 昔から新居浜一のにぎわいの街	
・ 口屋跡記念公民館が歴史ある場所	
・ 昔はあったが、今はない	



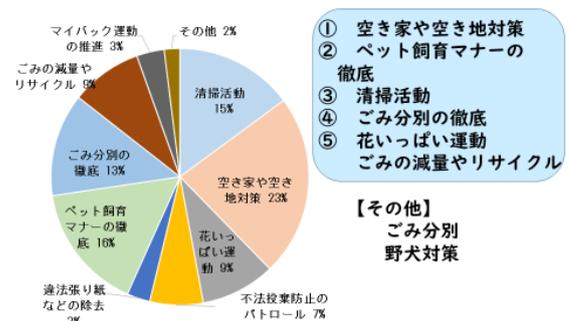
問11 地域の絆やコミュニティを守るために取り組むと良いことは？



- ① 参加しやすい雰囲気づくり
- ② 活動の見直しや負担軽減
- ③ 活動に関する情報共有
- ④ 親睦を深める行事
- ⑤ 居場所(サロンの設置)

【その他】
自治会の加入、未加入にこだわらない活動を！

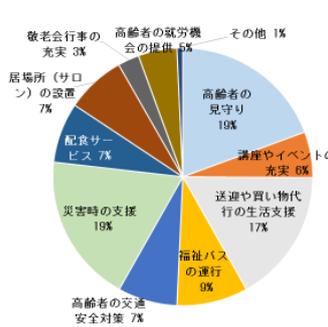
問12 生活環境を守るために取り組むと良いことは？



- ① 空き家や空き地対策
- ② ペット飼育マナーの徹底
- ③ 清掃活動
- ④ ごみ分別の徹底
- ⑤ 花いっぱい運動

【その他】
ごみ分別
野犬対策

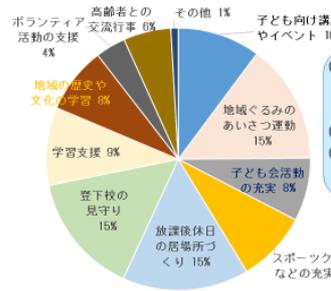
問13 高齢者が安心して暮らすために取り組むと良いことは？



- ① 高齢者の見守り
- ② 災害時の支援
- ③ 送迎や買い物代行
- ④ 福祉バスの運行
- ⑤ 交通安全対策
- ⑥ 配食サービス
- ⑦ サロンの設置

【その他】
移動支援
情報交換

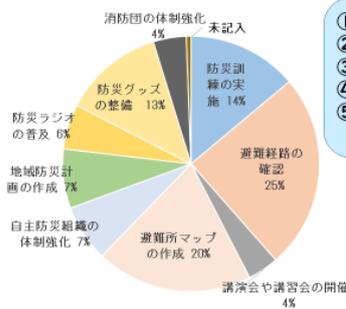
問14 子どもの健全育成のために取り組むと良いことは？



- ① あいさつ運動
- ② 放課後の居場所づくり
- ③ 登下校の見守り
- ④ 講座やイベント開催
- ⑤ 学習支援
- ⑥ スポーツクラブの充実

【その他】
子どもの居場所
づくり

問15 災害から地域を守るために取り組むと良いことは？



- ① 避難経路の確認
- ② 避難所マップの作成
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 防災グッズの整備
- ⑤ 地区防災計画の作成
- ⑥ 防災ラジオの普及

問17 地域のどのような情報が知りたいですか。

- 防災関連の情報(災害時の避難所・避難経路等) 24件
- イベント情報(変更の情報も含む) 15件
- 地域の行事・自治会行事等 12件
- 公民館の行事・講座等 8件
- 防犯関連の情報(不審者情報等) 8件
- 高齢者福祉サービスの情報 5件
- 歴史文化財(史跡めぐり)等の情報 4件
- 新しい店舗等の情報 4件
- その他
 - ・ 幼稚園・小学校・中学校の行事
 - ・ 学習や進学情報
 - ・ 広報塔が聞こえにくい
 - ・ 公民館報をマンションにも配布してほしい
 - ・ 若者の集い
 - ・ 生活お役立ち情報
 - ・ コロナ関連情報

問21 宮西地区のまちづくり団体に取り組んでほしいことは何ですか。

- イベント
 - ・ 多世代交流事業
 - ・ 国際交流
 - ・ フリーマーケット(リサイクルの意識を高めるため)
 - ・ 環境整備(インフラ整備含む)
 - ・ 商店街の活性化
 - ・ 美化活動や生活環境の向上につながる活動
 - ・ 空き家や空き地対策
 - ・ 緑や花のあるまちづくり・犬や猫のふん対策
- 安心安全なまちづくり
 - ・ 防災訓練や防災に関する研修会等の活動
 - ・ 災害時における互助活動の重要性
 - ・ 交通安全教育
- 高齢者や子どもの居場所づくり
 - ・ 独居高齢者や生活困窮者への支援
 - ・ 自治会活動の充実と自治会館の有効活用
- 情報発信
 - ・ 校区の良いところを発信
 - ・ 自治会員以外の方への情報発信方法
- ・ 夏まつりなどのイベント
- ・ 料理教室
- ・ ラジオ体操
- ・ 安心して遊べる公園
- ・ 治安の維持
- ・ 子どもの学習支援
- ・ SNS等での発信

問22 宮西地区のまちづくりについて、意見をお聞かせください。

- 少子化対策
- あいさつ運動
- 居場所づくり → 公園の整備
- 高齢者に優しい環境整備 → バスや施設
- 街並みや外観の整備
- 子育て支援(若い世代に定住してもらうために)
- 情報が住民全員に届くような環境づくり
 - ・ 広報塔の改善
- SDGsのために、清楚で教養のある街づくり
 - ・ フードロスへの取組
- 地域の歴史に学ぶ
- ごみ対策
- ペットの飼い主へのマナー徹底
- 自治会費や役員の負担軽減

宮西校区の課題として、まず、少子高齢化及び人口減少が挙げられます。高齢化率はこれからの増加傾向が続くことが予想される一方、児童・生徒数は減少し続け、宮西小学校では令和4年度は全学年が1学級となり、北中学校も全学年が2学級と、どんどん小規模となっています。高齢者への見守り体制と災害時の支援体制の整備、子どもたちの居場所づくりや子育て支援が、早急に取り組むべき課題と捉えています。

また、空き家や空き地対策、全住民参加の防災訓練の実施、情報が全住民に届く環境づくりも課題として見えてきました。

4 まちづくりの基本理念

(1) めざす将来像

SDGsのまち 宮西

『誇りもち、住み続けたいようなまち』『誰ひとりも取り残さないまち』を合言葉に、4つのテーマを基本目標としてまちづくりに取り組みます。

(2) 基本目標

- 子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせるまちづくり
- 「おたがいさま」の心と絆で支え合うまちづくり
- 子ども一人一人が輝けるホームグラウンドづくり
『戻ってきたくなるまち』『子どもと一緒に育つまち』
- 人生100年時代を生き切るまちづくり

(3) 計画期間

宮西校区まちづくり計画の対象期間は、令和5年度から令和14年度までの10カ年とします。



5 まちづくりの取組

基本方針：子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせるまちづくり

実施部会：安全安心部会

防災・防犯対策の推進、地域コミュニティの活性化、情報発信の強化に向けた取組を推進していきます。

基本施策	主な施策	具体的な取組
防災対策の推進	地区防災計画の策定と運営	○策定した地区防災計画をPDCAサイクルで実践します。
	地域防災力の向上	○防災意識の高揚や地域ぐるみの防災活動を推進するため、防災訓練や防災まち歩きを実施します。 ○誰もが参加しやすい校区防災訓練を実施し、一人一人の防災行動力の向上を目指します。 ○自主防災組織の強化に取り組みます。 ○壮年、実年世代のリーダー育成に努めます。
防犯対策の推進	防犯対策の強化	○まちぐるみで「あいさつ運動」を推進し、子どもや高齢者への見守り活動の充実を図ります。
	交通安全対策の推進	○朝の見守り活動を継続し、児童生徒及び高齢者の安全を地域ぐるみで見守ります。
生活環境の保全	環境活動の推進	○宮西小学校・北中学校と協力して、花いっぱい運動及び愛花人活動を進めます。
	快適な生活環境の維持・向上	○ゴミの不法投棄等の防止活動を推進します。 ○定期的に町内の清掃活動を実施します。
	ゴミの減量化の推進	○行政と協働して3R運動を推進します。
地域コミュニティの活性化	自治会活動の活性化	○集合住宅管理組合との連携を図り、活動への理解・協力を依頼します。
	地域情報発信の充実	○コミュニティ広報誌・公民館報『くちや』を全戸配布し、情報を共有します。 ○ホームページやSNSを活用し、組織及び各種団体の活動やイベント情報を発信します。 ○ホームページ、SNSでの情報発信を行う広報委員を募集し、情報提供を充実させます。

基本方針:「おたがいさま」の心と絆で支え合うまちづくり

実施部会:支え合い部会

子どもから高齢者まで誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者や障がいをもつ人や外国人への支援の充実や見守り活動の体制整備及び交流事業を推進します。

基本施策	主な施策	具体的な取組
地域福祉の充実	地域福祉ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 ○地域を担う人材の発掘と育成に取り組みます。
	地域福祉活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会宮西支部の組織改編と機能強化に取り組みます。 ○校区全体で高齢者を敬愛し長寿を祝うための宮西校区敬老会を開催します。 ○要支援者への相談活動や支援(福祉サービス)を充実させます。 ○ボランティア活動への参加促進を働きかけます。
障がい者福祉の充実	障がい者福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○切れ目のない支援の仕組みづくりを構築します。 ○新居浜特別支援学校川西分校との連携を強化し交流事業を進めます。
高齢者福祉の充実	地域での生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での見守り活動を充実強化させます。 ○移動や買い物支援に取り組みます。
	社会活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○交流事業や生きがいづくりを進めます。 ○高齢者が参加できるスポーツ大会や文化活動のイベントを開催し、高齢者の地域行事等への参加を促進します。 ○保育園児との交流事業や三世代交流事業を実施します。 ○高齢者の孤立の防止に努めます。
	介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○くちやサロンを充実させます。 ○高齢者の PPK体操やゆるゆる体操への参加促進を図ります。
多文化共生社会づくり	地域の国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○異文化理解促進のための事業を実施します。 ○共生のまちづくりを推進します。

基本方針：子ども一人一人が輝けるホームランドづくり

『戻ってきたくなるまちづくり』『子どもと一緒に育つまち』

実施部会：子ども応援部会

子どもたちが健やかに育つまちづくりのため、子どもの居場所づくりや自主活動の支援、コミュニティスクールの充実など、学校・家庭・地域が連携して地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。

基本施策	主な施策	具体的な取組
子ども・子育て支援の充実	子どもの居場所づくり	○公民館内に常時使用可能な気軽に集える場を確保します。 ○北中子ども会議メンバーによる居場所づくりの企画運営を支援します。
	子育て支援の充実	○気軽に相談できる窓口の充実を図ります。 ○サポート体制を確立します。 ○支援を必要とする児童・生徒及び保護者の支援を充実させます。 ○乳幼児対象の子育てサロン「ひよっこ」の充実を図ります。
家庭・地域の教育力向上	学校・家庭・地域の連携	○コミュニティスクールをさらに充実させます。 ○新居浜小学校区との連携、協力体制を強化します。
	三世交流の推進	○魅力ある事業の企画運営を行います。 ○多世代の参加を促す工夫をします。
児童生徒の健全育成	放課後支援の充実	○放課後まなび塾をさらに充実させます。 ○小・中学生を対象とした学び直しができる放課後子ども教室を開設します。
	豊かな体験活動の充実	○地域行事等への参画を促進します。 ○リーダーの育成を図ります。 ○ボランティア活動への参加促進を図ります。 ○活動の発表の場づくりを企画運営します。 ○地域の歴史を学ぶ機会を提供します。 ○多彩な文化交流を推進します。

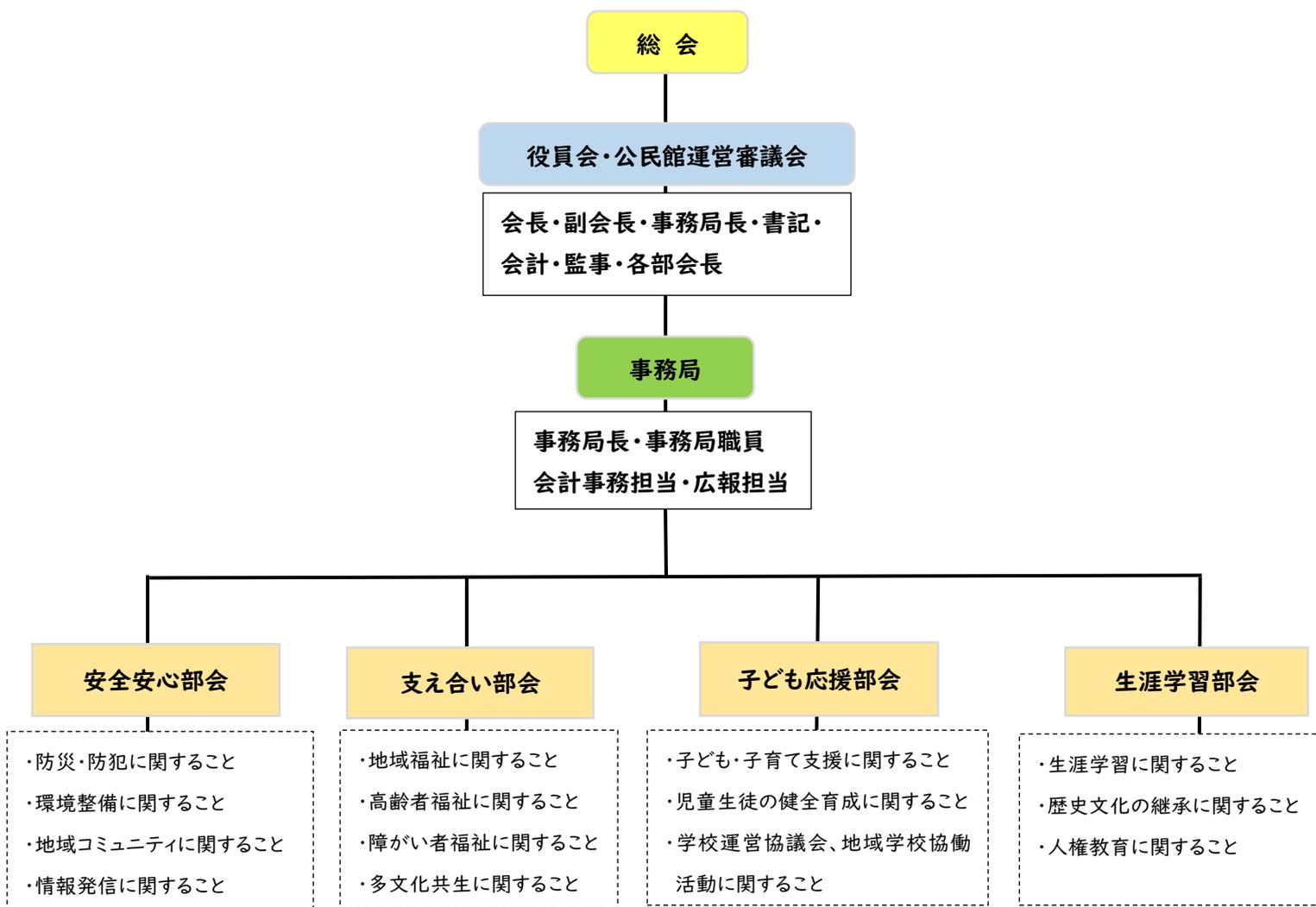
基本方針:人生100年時代を生き切るまちづくり

実施部会:生涯学習部会

人生100年時代といわれる現代社会において、世の中の急激な変化に対応するためにも学び続けることが大切になってきています。地域課題や受講者のニーズの把握に努め、効果的な生涯学習の機会の提供を進めます。また、伝統と文化のまちづくりのため、地域の歴史や伝統文化を継承する取組を推進します。

基本施策	主な施策	具体的な取組
生涯学習活動の充実	生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズに合った講座等を企画運営します。 ○移動サロンを実施し、高齢者が参加しやすい環境を整備します。 ○ICTを効果的に活用し、遠隔での学習参加を可能にします。 ○高校生の参画を促進します。 ○大学や生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、企業、商店街等との連携を図っていきます。
	生涯スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や壮・実年世代への健康教室の開催など健康増進活動を推進します。 ○レクリエーション活動を推進します。
歴史文化の継承	歴史の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡ツアーを実施します。 ○地域文化イベントの企画運営を行います。 ○児童対象の口屋検定を実施します。
	文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ○口屋音頭の普及啓発を行います。
	文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ジオラマやミニ太鼓台の活用促進を図ります。 ○別子銅山で繋がる他地域との交流を継続します。 ○口屋あかがねの会・くちやあゆみの会の後継者を育成します。 ○口屋跡周辺(本町通り)の街並み保存について検討を継続します。 ○誰もが集える文化祭を開催します。
人権啓発の推進	人権・男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人権講座を充実させます。 ○啓発活動を推進していきます。

6 宮西校区まちづくり協議会組織図



7 専門部会と主な構成団体

安全安心部会	<p>宮西校区連合自治会 宮西校区防災士連絡会 防犯協会宮西支部 交通安全協会宮西支部 消防団新居浜西分団・東分団</p> <p>少年補導委員宮西支部 消防士のOB 中央交番 商店街連盟</p>
支え合い部会	<p>社会福祉協議会宮西支部 宮西校区民生児童委員協議会 見守り推進員連絡会 宮西校区老人クラブ連合会 新居浜特別支援学校川西分校 放課後等デイサービス事務局</p> <p>高齢者施設・介護施設 宮西校区保護司会 宮西校区連合自治会 病院関係</p>
子ども応援部会	<p>新居浜保育園 宮西小学校 北中学校 宮西小学校 PTA 北斗会 新居浜西高等学校</p> <p>新居浜特別支援学校川西分校 新居浜教育会 宮西校区愛護班連絡協議会 宮西校区民生児童委員協議会</p>
生涯学習部会	<p>宮西小学校 北中学校 宮西校区体育振興会 口屋音頭保存会 口屋あかがねの会 新居浜西高等学校</p> <p>新居浜特別支援学校川西分校 公民館利用サークル団体 学校開放利用サークル団体 新居浜市生涯学習センター くちやあゆみの会 商店街連盟</p>

8 宮西校区まちづくり協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、宮西校区まちづくり協議会(以下「まちづくり協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 まちづくり協議会は、宮西校区に暮らす住民自らが、地域の現状や課題を把握し、行政と協働してまちづくり活動を行うことにより、誰もが地域への愛着と誇りを持ち、生き生き安心して暮らしている「支え合い、助け合う、地域コミュニティ」の実現を目指すことを目的とする。

(事務所)

第3条 まちづくり協議会は、事務所を口屋跡記念公民館(新居浜市西町6番2号)に置く。

(区域)

第4条 まちづくり協議会の活動区域は、宮西小学校区の区域とする。

(構成)

第5条 まちづくり協議会は、宮西校区に居住する住民、宮西校区で活動する各種団体、事業所等をもって構成する。

(事業)

第6条 まちづくり協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ、住民交流及び広報に関すること
- (2) 健康、福祉及び子育て支援に関すること
- (3) 安全で安心なまちづくりに関すること
- (4) 環境の保全及び改善に関すること
- (5) 教育、生涯学習、文化及びスポーツの推進に関すること
- (6) 青少年の健全育成に関すること
- (7) まちづくり協議会の組織及び運営に関すること
- (8) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第7条 まちづくり協議会に、総会、役員会及び専門部会を置く。

第2章 役員等

(役員)

第8条 まちづくり協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |

- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名
- (6) 部会長（各部会1名） 4名
- (7) 監事 2名

2 まちづくり協議会の役員は、総会の承認を得て、決定する。

（役員職務）

第9条 会長は、まちづくり協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、もしくは、その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 事務局長は、まちづくり協議会の事務を統括する。

4 会計は、まちづくり協議会の会計事務を担当する。

5 書記は、まちづくり協議会の協議内容を議事録として作成する。

6 部会長は、部会を統括し、事業の企画、運営を行う。

7 監事は、まちづくり協議会の会計の執行状況を監査する。

（役員任期）

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第11条 まちづくり協議会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会において選出し、会長が選任する。

3 顧問は、会長の求めに応じて助言する。

（代議員）

第12条 まちづくり協議会に、代議員を置く。

2 代議員は、別表に定める団体等から推薦されたものを選出する。ただし、各団体が推薦できる者は1名とする。

3 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

4 代議員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 欠員により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

（総会）

第13条 総会は、まちづくり協議会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、まちづくり協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、代議員制として、代議員をもって構成する。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

4 通常総会は、原則として年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は代議員の3分の1

以上の請求があったときに開催するものとする。

- 5 総会の議長は、総会において代議員のうちから選出する。
- 6 総会は、委任状を含めた代議員の3分の2以上の出席により成立するものとする。
- 7 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 定期総会の開催が困難な状況が発生したときは、書面決議をもって承認することができるものとし、出席者数による成立要件及び議決に関する規定については、前2項の規定を準用する。
- 9 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画、予算の決定に関すること
 - (2) 事業報告、決算の承認に関すること
 - (3) 役員を選出に関すること
 - (4) 規約の制定、改正及び廃止に関すること
 - (5) その他、重要事項に関すること(総会の公開)

第14条 総会は、公開を原則とする。

第4章 役員会等

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及びまちづくり協議会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、書記、部会長により構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、監事は役員会に出席することができる。
- 4 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとし、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門部会)

第16条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を置く。

- (1) 安全安心部会
 - (2) 支え合い部会
 - (3) 子ども応援部会
 - (4) 生涯学習部会
- 2 専門部会には、部会長、副部会長及び部員で構成するものとする。
 - 3 副部会長は、部会員の中から選出するものとし、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - 4 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、事業の実施のほか、事業計画及び予算、実績報告及び決算等について協議を行う。

(事務局)

第17条 まちづくり協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長1名と事務局員で構成する。

3 事務局長は、会長が指名し、総会で承認する。

4 事務局員は、会長が任命する。

5 事務局の職務は次の各号に掲げる事項とする。

(1) まちづくり協議会の運営に関すること

(2) 構成員、構成団体及び関係機関との連絡調整に関すること

(3) その他会長が必要と認めること

第5章 会計

(会計)

第18条 まちづくり協議会の運営等に係る経費は、交付金、補助金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 まちづくり協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 まちづくり協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、役員会の審議を経て、総会の承認を得て決定する。

4 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていないときには、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができるものとする。

第6章 雑則

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会において委任状を含めた出席した総会構成員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができないものとする。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成して会計帳簿とともに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を総会で報告する。

(会計帳簿の整備)

第21条 まちづくり協議会は、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する書類を整備する。

(情報公開)

第22条 会長は、まちづくり協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

2 第5条に定める構成員による文書及び会計帳簿の閲覧の請求があったときには、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第23条 まちづくり協議会が各種事業を執行するために集めた個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、まちづくり協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年3月13日から施行する。

2 本協議会の設立時における出席者数による成立要件及び議決に関する規定については、第13条の規定にかかわらず、第5条に定める構成員かつ設立総会に出席する者を代議員とみなし、議案の議決を行う。

別表(第12条関係)

団体名	団体名
宮西校区連合自治会	西原自治会
中須賀自治会	泉池自治会
宮西泉宮自治会	西町自治会
徳常自治会	繁本自治会
少年補導委員宮西支部	宮西校区防災士連絡会
消防団新居浜西分団・東分団	社会福祉協議会宮西支部
宮西校区民生児童委員協議会	見守り推進員連絡会
宮西校区老人クラブ連合会	宮西校区体育振興会
宮西小学校	宮西小学校PTA
北中学校	北斗会
宮西校区愛護班連絡協議会	